

(地位の承継の届出)

第21条 法第11条の3第2項の規定により相続による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第22条 法第11条の3第2項の規定により合併による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第22条の2 法第11条の3第2項の規定により分割による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 理容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(皮膚に接する器具)

第23条 法第9条第1号及び第2号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

(消毒の方法)

第24条 法第9条第2号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 かみそり(専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒
  - イ 沸騰後2分間以上煮沸する方法
  - ロ エタノール水溶液(エタノールが76.9パーセント以上81.4パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。)中に10分間以上浸す方法
  - ハ 次亜塩素酸ナトリウムが0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
- 二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒
  - イ 20分間以上1平方センチメートル当たり85マイクロワット以上の紫外線を照射する方法
  - ロ 沸騰後2分間以上煮沸する方法
  - ハ 10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる方法
  - ニ エタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法
  - ホ 次亜塩素酸ナトリウムが0.01パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
  - ヘ 逆性石ケンが0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
  - ト グルコン酸クロルヘキシジンが0.05パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
  - チ 両性界面活性剤が0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

(清潔保持の措置)

第25条 法第12条第1号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。

- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第26条 法第12条第3号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- 二 換気 理容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

(環境衛生監視員)

第27条 法第13条第1項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第2項において準用する法第4条の13第2項の規定によりその携帯する証明書は、別に定める。

## 附 則 抄

第6条 改正法附則第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- 一 厚生労働大臣が別に定める講習の課程を修了した者
- 二 理容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第5号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が入所資格について特別の基準を設定した場合において、当該特別の基準が適用される理容師養成施設の全教科課程を修了した者

第8条 改正法附則第5条第2項の規定により国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の2年の課程を終わった者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
- 二 旧盲学校及聾啞学校令(大正12年勅令第375号)によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
- 三 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
- 四 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校の普通科の課程を修了した者
- 五 昭和18年文部省令第63号(内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程)第1条から第3条まで及び第7条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の2年の課程を終わった者又は第3号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、地方厚生局長等において、理容師養成施設の入学に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有すると認定した者

様式第1～5 (略)

## 美容師法施行規則（平成10年1月27日厚生省令第7号）

美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項及び第6項、第5条の6、第11条第1項並びに附則第11項、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）附則第5条第1項及び第2項並びに美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第4条の規定に基づき、並びに美容師法を実施するため、美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）の全部を改正するこの省令を次のように定める。

### 第1章 免許及び登録

#### （免許の申請手続）

第1条 美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により美容師の免許を受けようとする者は、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し
- 二 精神の機能の障害に関する医師の診断書

#### （法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者）

第1条の2 法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により美容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

#### （治療等の考慮）

第1条の3 厚生労働大臣は、美容師の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

#### （美容師名簿の登録事項）

第2条 美容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）
- 三 氏名、生年月日及び性別
- 四 美容師試験合格の年月
- 五 業務停止の処分年月日、期間及び理由並びに処分をした者
- 六 免許取消しの処分年月日及び理由
- 七 再免許のときは、その旨
- 八 美容師免許証（以下「免許証」という。）若しくは美容師免許証明書（以下「免許証明書」という。）を書換え交付し、又は再交付した場合には、その旨並びにその理由及び年月日
- 九 登録の消除をした場合には、その旨並びにその理由及び年月日

#### （名簿の訂正）

第3条 美容師は、前条第2号又は第3号の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、様式第2による申請書に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

#### （登録の消除）

第4条 名簿の登録の消除を申請するには、様式第三による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 美容師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そうの届出義務者は、30日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

#### （免許証の書換え交付）

第5条 美容師は、免許証又は免許証明書の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第2による申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(免許証の再交付)

- 第6条 美容師は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失ったときは、免許証の再交付を申請することができる。
- 2 前項の申請をするには、様式第四による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - 3 第1項の申請をする場合には、手数料として4550円を国に納めなければならない。
  - 4 免許証又は免許証明書を破り、又は汚した美容師が第1項の申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添付しなければならない。
  - 5 美容師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証又は免許証明書を発見したときは、5日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

(免許証又は免許証明書の返納等)

- 第7条 美容師は名簿の登録の消除を申請するときは、免許証又は免許証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。第4条第2項の規定により名簿の登録の消除を申請する者についても、同様とする。
- 2 法第10条第1項又は第3項の規定により免許の取消処分を受けた者は、速やかに、厚生労働大臣に免許証又は免許証明書を返納しなければならない。
  - 3 法第10条第2項の規定により業務の停止処分を受けた者は、速やかに、処分を行った都道府県知事、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）の市長又は特別区の区長に免許証又は免許証明書を提出するものとする。

(登録免許税及び手数料の納付)

- 第8条 第1条又は第3条第2項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。
- 2 第6条第2項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(規定の適用等)

- 第9条 法第5条の3第1項に規定する指定を受けた者（以下「指定登録機関」という。）が美容師の登録の実施等に関する事務を行う場合における第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条（見出しを含む）、第6条の見出し、同条第1項、第2項及び第5項並びに第7条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定（第5条の見出し、同条第1項、第6条の見出し及び同条第1項を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第5条の見出し及び同条第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、第6条の見出し並びに同条第1項及び第5項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」とする。
- 2 前項に規定する場合においては、第6条第3項及び第8条第2項の規定は適用しない。

(業務停止に関する通知)

- 第10条 美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第5条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
  - 二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
  - 三 処分の内容及び処分を行った年月日

## 第2章 美容師試験

(法第4条第3項の厚生労働省令で定める期間)

- 第11条 法第4条第3項の厚生労働省令で定める期間は、同条第4項第1号又は第2号に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては2年、同項第3号に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては3年とする。

(試験の課目)

- 第12条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。
- 筆記試験  
関係法規・制度 衛生管理 美容保健 美容の物理・化学 美容理論
- 実技試験  
美容実技

(試験の免除)

- 第13条 筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した美容師試験に引き続いて行われる次回の美容師試験に限り、その合格した試験を免除する。

(試験施行期日等の公告)

第14条 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

(受験の手続)

第15条 試験を受けようとする者は、様式第五による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第4条第3項に規定する指定を受けた美容師養成施設の卒業証明書
- 二 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦5センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
- 三 第13条の規定により筆記試験又は実技試験の免除を申請する者にあつては、同条の規定に該当する者であることを証する書類

(合格証書の交付)

第16条 厚生労働大臣は、美容師試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

第17条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として1150円を国に納めなければならない。

(手数料の納入方法)

第17条の2 第15条第1項の出願又は前条第1項の申請をする場合には、手数料の額に相当する収入印紙を受験願書又は申請書にはらなければならない。

(規定の適用等)

第18条 法第4条の2第1項に規定する指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)が試験の実施に関する事務を行う場合における第15条第1項、第16条及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第17条第2項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第1項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

### 第3章 美容所等

(開設の届出)

第19条 法第11条第1項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

- 一 美容所の名称及び所在地
- 二 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)
- 三 法第12条の3第1項に規定する美容所にあつては、管理美容師の氏名及び住所
- 四 美容所の構造及び設備の概要
- 五 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
- 六 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
- 七 開設予定年月日

2 前項の届出書には、美容師につき、同項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

3 法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとする者が第1項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

4 外国人が第1項の届出をするに当たっては、第2項の書類のほか、外国人登録証明書を添えるものとする。

(変更の届出)

第20条 法第11条第2項に規定する変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。この場合において、その届出が前条第1項第6号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を、その届出が管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が法第12条

の3第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

(地位の承継の届出)

第21条 法第12条の2第2項の規定により相続による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄
- 二 被相続人の氏名及び住所
- 三 相続開始の年月日
- 四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第22条 法第12条の2第2項の規定により合併による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 合併の年月日
- 四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

第22条の2 法第12条の2第2項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

- 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 三 分割の年月日
- 四 美容所の名称及び所在地

2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

(皮膚に接する器具)

第23条 法第8条第1号及び第2号に規定する器具とは、クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り、かみそりその他の皮膚に直接接触して用いられる器具とする。

(消毒の方法)

第24条 法第8条第2号に規定する消毒は、器具を十分に洗浄した後、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 かみそり(専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。)及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるものに係る消毒
  - イ 沸騰後2分間以上煮沸する方法
  - ロ エタノール水溶液(エタノールが76.9パーセント以上81.4パーセント以下である水溶液をいう。次号ニにおいて同じ。)中に10分間以上浸す方法
  - ハ 次亜塩素酸ナトリウムが0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
- 二 前号に規定する器具以外の器具に係る消毒
  - イ 20分間以上1平方センチメートル当たり85マイクロワット以上の紫外線を照射する方法
  - ロ 沸騰後2分間以上煮沸する方法
  - ハ 10分間以上摂氏80度を超える湿熱に触れさせる方法
  - ニ エタノール水溶液中に10分間以上浸し、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面をふく方法
  - ホ 次亜塩素酸ナトリウムが0.01パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
  - ヘ 逆性石ケンが0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
  - ト グルコン酸クロルヘキシジンが0.05五パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法
  - チ 両性界面活性剤が0.1パーセント以上である水溶液中に10分間以上浸す方法

(清潔保持の措置)

第25条 法第13条第1号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 二 洗場は、流水装置とすること。
- 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第26条 法第13条第3号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- 一 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- 二 換気 美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

(環境衛生監視員)

第27条 法第14条第1項の職権を行う者を環境衛生監視員と称し、同条第2項において準用する法第4条の13第2項の規定によりその携帯する証明書は、別に定める。

附 則 抄

第6条 改正法附則第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- 一 厚生労働大臣が別に定める講習の課程を修了した者
- 二 美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第3条第2項の規定により厚生労働大臣が入所資格について特別の基準を設定した場合において、当該特別の基準が適用される美容師養成施設の全教科課程を修了した者

第8条 改正法附則第5条第2項の規定により国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わった者と同様以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。

- 一 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
- 二 旧盲学校及聾啞学校令（大正12年勅令第375号）によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
- 三 旧高等学校令（大正7年勅令第389号）による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
- 四 旧青年学校令（昭和14年勅令第254号）による青年学校の普通科の課程を修了した者
- 五 昭和18年文部省令第63号（内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及転学に関する規程）第1条から第3条まで及び第7条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の2年の課程を終わった者又は第3号に掲げる者との同一の取扱いを受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、地方厚生局長等において、美容師養成施設の入学に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有すると認定した者

様式第1～5 (略)

## 理容師養成施設指定規則（平成10年1月27日厚生省令第5号）

（この省令の趣旨）

第1条 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する理容師養成施設の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

（養成課程）

第2条 法第3条第3項に規定する理容師養成施設における養成課程は、昼間課程、夜間課程及び通信課程とする。

- 2 昼間課程と夜間課程とは、併せて設けることができる。
- 3 通信課程は、昼間課程若しくは夜間課程を設ける理容師養成施設又はこれらを併せて設ける理容師養成施設に限って、これを設けることができる。

（指定の申請手続）

第3条 法第3条第3項に規定する指定を受けようとする理容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、理容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて理容師養成施設を設立しようとする日の4月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 理容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
  - 二 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
  - 三 理容師養成施設の長の氏名
  - 四 養成課程の別
  - 五 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
  - 六 生徒の定員及び学級数
  - 七 入所資格
  - 八 入所の時期
  - 九 修業期間、教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総授業時間数（通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の授業時間数）
  - 十 入学料、授業料及び実習費の額
  - 十一 理容実習のモデルとなる者の選定その他理容実習の実施の方法
  - 十二 建物の位置及び構造の概要並びに設備の状況
  - 十三 設立者の資産状況及び理容師養成施設の経営方法
  - 十四 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算
- 2 2以上の養成課程を設ける理容師養成施設にあつては、前項第5号から第10号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならない。
- 3 通信課程を併せて設ける理容師養成施設にあつては、第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通信養成に使用する教材を添付しなければならない。
- 二 通信養成を行う地域
  - 二 授業の方法
  - 三 課程修了の認定方法

（養成施設指定の基準）

第4条 法第3条第3項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

二 昼間課程に係る基準

- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条に規定する者であることを入所資格とするものであること。
- ロ 修業期間は、2年以上であること。
- ハ 教科課目及び標準授業時間数は、別表第1に定めるところであること。
- ニ 理容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。
- ホ 理容師養成施設の長は、専ら理容師養成施設の管理の任に当たることのできる者であつて、かつ、理容師の養成に適当であると認められるものであること。
- ヘ 教員の数は、別表第2に掲げる算式によって算出された人数（その数が5人未満であるときは、5人）以上であり、かつ、教員数の2分の1以上が専任であること。
- ト 教員は、別表第3の上欄に掲げる課目についてそれぞれ同表の下欄に該当する者であつて、かつ、理容師の養成に適当であると認められるものであること。
- チ 同時に授業を行う1学級の生徒数は、40人を標準とすること。
- リ 校舎は、教員室、事務室、消毒室、図書室、同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室及び適当な数の専用の実習室を備えているものであること。
- ヌ 普通教室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。



- ル 消毒室の面積は、6.61平方メートル以上であること。
- ロ 実習室の面積は、生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- ワ 建物の配置及び構造設備は、リからヲまでに定めるもののほか、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。
- 力 学習上必要な機械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有するものであること。
- ヨ 入学料、授業料及び実習費は、それぞれ当該養成施設の運営上適当と認められる額であること。
- タ 経営方法は、適切かつ確実なものであること。

## 二 夜間課程に係る基準

- イ 前号（ハを除く。）に該当するものであること。
- ロ 教員の数は、別表第2に掲げる算式によって算出された人数（その数が4人未満であるときは、4人）以上であり、かつ、教員数の2分の1以上が専任であること。

## 三 通信課程に係る基準

- イ 第1号のイ、ハ（標準授業時間数に係る基準を除く。）、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。
  - ロ 修業期間は、3年以上であること。
  - ハ 教員は、相当数の者を置くものとし、そのうち、専任の者の数は、生徒200人以下の場合には3人、200人又はその端数を超えるごとに1人を加えた数であること。
  - ニ 定員は、当該養成施設における昼間課程又は夜間課程の定員（昼間課程と夜間課程とを併せて設ける理容師養成施設にあっては、そのいずれか多数の定員）のおおむね1.5倍以内であること。
  - ホ 通信課程における授業は、通信授業及び面接授業とし、その方法等は、厚生労働大臣が別に定める基準によること。
- 2 理容師養成施設のうち、特殊の地域的事情にあること、特定の者を生徒とすることその他特別の事情により、入所資格、修業期間、教員の数、同時に授業を受ける1学級の生徒数、普通教室の面積又は実習室の面積が前項各号に掲げる当該基準によることができないか、又はこれらの基準によることを適当としないものについては、厚生労働大臣は、当該養成施設の特別の事情に基づいて、それぞれ特別の基準を設定することがある。

## （教科課程の基準）

第5条 法第3条第3項に規定する指定を受けた理容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。

## （変更等の承認）

- 第6条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員の変更をしようとするとき、又は生徒の定員を変更するための施設の構造設備を変更しようとするときは、2月前までに、その旨を記載した申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は当該指定養成施設所在地の都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。
- 2 指定養成施設において新たに養成課程を設け、若しくは養成課程の一部を廃止し、又は養成施設を廃止しようとするときも、前項と同様とする。

## （変更の届出）

- 第7条 指定養成施設の設立者は、第3条第1項第1号、第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第9号（教科課程に関する部分に限る。）若しくは同条第3項第2号若しくは第3号に掲げる事項若しくは通信課程における通信教材の内容に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 指定養成施設の設立者は、第3条第1項第5号、第6号（学級数に関する部分に限る。）、第10号、第11号若しくは第12号に掲げる事項に変更を生じ、又は施設の構造設備に変更（生徒の定員を変更するためのものを除く。）を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

## （収支決算等の届出）

- 第8条 指定養成施設の設立者は、毎年7月31日までに、次の事項を当該養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 前年の4月1日からその年の3月31日までの収支決算の細目
  - 二 その年の4月1日から翌年の3月31日までの収支予算の細目

## （入所及び卒業の届出）

第9条 指定養成施設の設立者は、毎年4月30日までに、前年の4月1日からその年の3月31日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

(卒業証書)

第10条 指定養成施設の長は、その施設の全教科課程を修了したと認めた者には、次の事項を記載した卒業証書を授与しなければならない。

- 一 卒業者の本籍、氏名及び生年月日
- 二 卒業の年月日
- 三 指定養成施設の名称、所在地及び長の氏名

(報告の徴収及び指示)

第11条 厚生労働大臣は、指定養成施設につき必要があると認めるときは、その設立者又は長に対して報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないとき、その設立者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第12条 厚生労働大臣は、指定養成施設が第4条の規定による基準に適合しなくなったと認めるとき、その設立者が第6条の規定に違反したとき、又はその設立者若しくは長が前条第2項の規定による指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

別表第1

課目 標準授業時間数

必修課目

関係法規・制度	30	衛生管理	90
理容保健	120	理容の物理・化学	90
理容文化論	90	理容技術理論	120
理容運営管理	60	理容実習	800
		小計	1,400

選択必修課目 600

合計 2,000

別表第2

(定員×1学級の週当たり平均授業時間数)÷(40×15)

別表第3

関係法規・制度

- 1 旧教員免許令(明治33年勅令第134号)に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において法律学を修めた者
- 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の卒業者であって、当該大学において法律学を修めた者
- 3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条又は教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)第1条若しくは第2条の規定により高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭の免許状の授与を受けた者又はその免許状を有するものとみなされる者
- 4 衛生行政に3年以上の経験を有する者
- 5 旧高等試験令(昭和4年勅令第15号)による高等試験又は司法試験法(昭和24年法律第140号)による司法試験に合格した者

衛生管理・理容保健

- 1 医師
- 2 歯科医師
- 3 薬剤師
- 4 獣医師
- 5 理容師の免許を受けた後、3年以上実務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの

理容の物理・化学

- 1 薬剤師
- 2 旧教員免許令に基づく旧中学校高等女学校教員検定規程第7条第1号又は第2号の規定により指定又は許可を受けた学校の卒業者であって、当該学校において物理学及び化学を修めた者
- 3 旧教員免許令に基づく旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正11年文部省令第4号)第6条第5号の規定により許可を受けた学校又は同条第7号の規定に基づく昭和15年10月文部省告示第569号(実業学校教員検定ニ関スル規程第6条第7号により無試験検定を受けることができる